

# 一般社団法人 情報通信技術委員会 標準化会議細則

昭和61年2月12日（標準化会議決定）

最近改定 平成23年3月18日

## 第1章 総則

（目的）

### 第1条

この細則は、一般社団法人情報通信技術委員会定款及び一般社団法人情報通信技術委員会標準化会議規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、一般社団法人情報通信技術委員会（以下「情報通信技術委員会」という。）の標準化会議の運営に関し必要な細目を定めることを目的とする。

## 第2章 標準化会議の開催及び議事手続き

### 第1節 総則

（要望）

#### 第2条

標準化会議委員は、標準の制定、改定及び廃止その他の事項についての要望を提出する場合は、具体的な理由及び当該要望の内容を明らかにした書面をもって標準化会議議長に対して行わなければならない。

標準化会議議長は、前項の要望を受けた場合は、企画戦略委員会による審議を経た上で必要な措置を講ずるものとする。

（標準化会議の開催）

#### 第3条

標準化会議の開催は、集会又は電子投票（集会することなく情報通信技術委員会のホームページにアクセスすることにより表決を行う議事の決定方式をいう。以下同じ。）のいずれかの方法によるものとする。

### 第2節 集会の方法による標準化会議

（招集）

#### 第4条

標準化会議議長は、集会の方法による標準化会議（以下本節において「会議」という。）を招集する場合は、標準化会議委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面（ファクシミリを含む。以下同じ。）又は電子メールをもって、少なくとも会議の日の1週間前に通知しなければならない。

（定足数）

#### 第5条

会議は、標準化会議委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

## 第6条

会議の議事は、次項各号に掲げるものを除き、出席した標準化会議委員の有効投票権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 次に掲げる事項については、出席した標準化会議委員の有効投票権数の3分の2以上をもって決する。

- (1) 標準の新規制定、改定及び廃止
- (2) 標準の解釈の承認
- (3) 標準化会議正副議長の推薦者の決定
- (4) 中長期標準化戦略

(表決)

## 第7条

表決に当たっての立場は、次のいずれかとする。

- (1) 賛成
- (2) 反対
- (3) 棄権

2 反対の場合にあつては、理由又は具体的対策案を示さなければならない。

3 前項の場合において理由又は具体的対策案が示されないときは、棄権とみなす。

4 棄権は、前条の適用においては有効票とはみなされない。

(書面表決等)

## 第8条

やむを得ない理由のため会議に出席できない標準化会議委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席標準化会議委員を代理として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

## 第9条

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 標準化会議委員の現在数
- (3) 会議に出席した標準化会議委員(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した標準化会議委員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第3節 電子投票の方法による標準化会議

(実施)

### 第10条

議長は、電子投票の方法による標準化会議(以下本項において「会議」という。)を実施する場合は、標準化会議委員に対し、投票の対象となる議案、当該議案の具体的内容を掲示

しているホームページのURLアドレス、投票期間及び第13条に定める電子投票管理者の氏名を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも投票期間の初日の1週間前に通知しなければならない。

(本人確認)

#### 第11条

電子投票における投票者の本人確認は、あらかじめ議長が指定する方法による。

(投票の訂正)

#### 第12条

標準化会議委員は、投票期間中はいつでも、当該投票期間中に行った投票の訂正を事務局に申し出ることができる。

2 前項の申出は、書面により行わなければならない。

(電子投票管理者)

#### 第13条

標準化会議議長は、電子投票を実施する場合は、標準化会議委員の中から2名以上の電子投票管理者を選任しなければならない。

2 電子投票管理者は、電子投票に関する事務を管理する。

(電子投票録)

#### 第14条

電子投票管理者は、電子投票の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記録した電子投票録を作成し、標準化会議議長に提出しなければならない。

- (1) 議決事項
- (2) 投票期間
- (3) 標準化会議委員の現在数
- (4) 投票した標準化会議委員の数
- (5) 議案ごとの有効票数、賛成票数、反対票数及び棄権票数並びに採否の結果
- (6) 投票した標準化会議委員の氏名及び議案に対する投票内容
- (7) 無効票の判定理由その他の電子投票に関する特記事項

(投票結果の掲示)

#### 第15条

議長は、前条の電子投票記録の提出を受けたときは速やかにこれを査閲し、問題がないと認めた場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を第10条第1項の規定により通知されたURLアドレスのホームページに掲載しなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 議決事項の概要
- (3) 電子投票管理人の氏名及び所属

(集会の方法による標準化会議に関する規定の準用)

#### 第16条

第5条から第7条までの規定は、電子投票の方法による標準化会議に準用する。この場合において、第5条中「出席」とあるのは「投票」と、「開会することができない」とあるのは「有効とはみなされない」と、第6条中「出席した」とあるのは「投票した」と、第7条中「表決」

とあるのは「投票」と読み替えるものとする。

### 第3章 企画戦略委員会等

(企画戦略委員会の運営方法)

第17条 企画戦略委員会は、議長が主宰する。

- 2 企画戦略委員会の招集は、議長が行う。
- 3 企画戦略委員会の決定は、標準化会議規程により定められた場合を除いて規程第17条で定められた投票権の過半数の賛成を要する。
- 4 決定事項は、企画戦略委員会名とする。
- 5 中長期標準化戦略(案)は、3月末までに標準化会議に諮らなければならない。
- 6 企画戦略委員会は、集会形式又は電子形式のいずれでも開催することができる。

(専門委員会の権能)

第18条

専門委員会の権能は、規程に定められた事項のほか以下のとおりである。

- (1) 標準の誤記の訂正
- (2) 標準以外のドキュメントの制定
- (3) 標準化計画の制定
- (4) その他企画戦略委員会が定めた事項。

(専門委員会の運営方法)

第19条

専門委員会は、専門委員長が主宰する。

- 2 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専門委員会は、集会形式又は電子形式のいずれでも開催することができる。

(専門委員会特別委員)

第20条

専門委員会は、標準化活動を推進することを目的に、必要に応じて会員の内外を問わず専門委員会特別委員を任命し、専門委員会に参加させることができる。なお、投票権は有しない。

- 2 専門委員会特別委員の任期は、1年とする。

(アドバイザーグループ)

第21条

企画戦略委員会委員は、自担当のジャンルの標準化活動を推進するためにアドバイザーグループを設置できる。アドバイザーグループを設置する場合は、以下の事項を企画戦略委員会に報告しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 構成員
- (3) 任期

なお、構成員は会員内外を問わないこととする。

- 2 第1項で報告された事項が変更された場合は、速やかに企画戦略委員会に報告しなければならない。

- 3 構成員は、専門委員会に対していかなる影響も与えてはならない。

### 第4章 雑則

(評議会への送付)

第22条

標準化会議は、標準の制定、改定又は廃止を行ったときは、その内容を評議会及び理事

会に送付するものとする。

(企画戦略委員会への委任)

### 第23条

この細則で定めるものを除き、標準化会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、企画戦略委員会が定める。

附 則

この細則は、昭和61年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、昭和61年5月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月28日から施行する。ただし、平成元年6月30日までの間は、なお従前の規定を適用することができる。

附 則

この細則は、平成3年11月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月27日から施行する。ただし、平成7年6月30日までの間は、なお従前の規定を適用することができる。

附 則

この細則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。